

「風力発電施設建設に関するガイドライン」を策定

「環境影響評価（環境アセスメント）」とは

一定規模以上の土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う際に、環境に及ぼす影響について、項目ごとに調査、予測および評価を行います。環境の保全のための措置を講じる『総合的な評価』で、環境影響評価法で定められています。風力発電施設の場合、出力が7千5百キロワット以上の事業が対象となります。

7千5百キロワット未満の事業については、環境影響評価法の対象にならないため、自主的なアセスメントを行うことになります。

市で策定したガイドラインでは、100キロワット以上の風力発電施設が対象になっているため、7千5百キロワット未満でも対象となります。また、調査内容も独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が定める環境影響評価の手続きに準じています。

にかほ市内の風力発電施設

設置場所	基数	1基あたりの出力	設置時期
仁賀保高原	15	1,650 kw	13年12月
大須郷	1	1,500 kw	15年3月
飛	1	1,990 kw	24年3月
芹田	1	1,990 kw	24年3月

県内の風力発電（100 kw以上）の導入状況

市町村名	総出力	基数
由利本荘市	32,600 kw	18
にかほ市	30,230 kw	18
三種町	25,500 kw	17
秋田市	23,820 kw	20
能代市	15,600 kw	26

東日本大震災による原子力発電所の事故の影響を受け、再生可能エネルギーへの注目が高まっています。にかほ市は風力発電に適した風が吹くまちです。それは風力発電施設を設置するために必要な年平均風速で秒速6メートル以上の風が吹くためです。秋田県は、北海道、青森県、鹿児島県に続き、全国で4番目に風力発電施設が多い県です。その中において、にかほ市は、総出力で由利本荘市に次ぎ県内で2番目の規模の風力発電施設があり、現在、民間事業者により18基の風力発電が稼働しています。

また、今後、計画を進めたいと市内数カ所で風況調査を行っています。しかし、風力発電建設が進むにあたっては、にかほ市が有する**自然環境や景観、市民の快適な住環境を維持**することが重要です。そこで、市では1月に「**にかほ市における風力発電施設建設に関するガイドライン**」を策定しました。このガイドラインは、風力発電施設を建設する際に、事業者が守るべき事項や手続きを示すとともに、風力発電を建設した場合の環境影響評価を行うことで、市民が安全に暮らせる住環境および自然環境の保全と風力発電の建設促進との両立を図ることを目的としています。

現在計画されている風車建設予定地



仁賀保高原：画像にある風車 15 基の他に南北に 21 基の計画。



象潟庁舎屋上から
梨ノ木台地区：1 基の計画。
(この画像はイメージであり精度は保証できません)



芹田沖から
飛と芹田地区：画像にある風車 2 基の他に北に 1 基の計画。

ガイドラインの概要

【対象施設】

百キロワット以上の風力発電施設等の新設、増設、又は大規模な改修。

【対象地域】

市内全域。ただし、にかほ市の行政区域に属さない場合でも、本市に影響を及ぼす恐れがある場合も適用。

【環境影響評価の実施基準】

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、NEDOという。）が定める環境影響評価の手続きに基づく。

【市独自の調査項目】

NEDOが定める方法に加えて、振動、広告物、光害、文化財を追加。

- ※調査項目①住宅等との距離、②騒音、③振動、④低周波音、⑤電波障害、⑥自然環境、⑦景観、⑧広告物、⑨光害、⑩文化財、⑪工事中の環境影響評価、⑫安全対策

【自治会等の住民への説明】

環境影響評価の手続き

【問合せ先】

企画情報課企画情報班
☎ 43・7510

（環境影響評価方法書の作成等）前と、環境影響評価書案作成後に説明会を開催し、自治会の同意を書面で得る。（おおむね1 kmの範囲の自治会）
【各種関連団体への説明および意見の提出】環境影響を受ける恐れがあると認められる動植物・文化財の保護団体、写真愛好家団体等に対して事業内容を説明し、意見を求める。
【市への説明および意見の提出】風況調査実施前、環境影響評価の手続き開始後、風況調査終了時、環境影響評価書案の作成後にそれぞれ説明し、市は意見を述べるができる。

※ガイドラインは、市役所企画情報課（象潟庁舎）及び市ホームページでご覧いただけます。